

久喜市木材利用推進基金の活用に関する基本方針

令和元年12月26日 市長決裁

令和8年 3月 6日 改 正

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年3月29日法律第3号）に基づき、木材の利用の推進に関する事業に資金を充てることを目的に設置した久喜市木材利用推進基金の有効活用を図るため、この基本方針を定める。

（対象となる基金の名称）

第1 本方針の対象となる基金は、久喜市木材利用推進基金（以下「基金」という。）とする。

（基金の活用方法）

第2 基金は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年3月29日法律第3号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、法第34条に規定された使途の範囲内で次の事業に充当する。

- （1） 市有施設の木造化・木質化等に関する事業
- （2） 木材利用の普及啓発に関する事業
- （3） 森林環境の普及啓発に関する事業
- （4） その他市長が必要と認める事業

2 前項第1号の事業については、国産木材を使用した事業にのみ充当できるものとする。

3 第1項第1号の事業の実施にあたっては、久喜市内の建築物等における木造化・木質化に関する方針（令和元年12月26日市長決裁、令和8年3月6日改正）を尊重する。

(予算措置)

第3 基金を活用する事業の予算措置は、事業の所管課において行うものとする。

(基金への積立て)

第4 基金への積立ては、森林環境譲与税及び基金の運用から生ずる収益に限るものとする。

(基金の管理)

第5 基金の管理は、農業振興課において行うものとする。

(使途の公表)

第6 法第34条第3項に規定された森林環境譲与税の使途の公表については、市ホームページにおいて行うものとする。

(委任)

第7 この方針に定めるもののほか、基金の活用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この方針は、令和元年12月26日から適用する。

附 則

この方針は、令和8年3月6日から適用する。